

公 示

公示第83号

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の
許可等に係る法令及び地理の試験の実施について

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請事案の基準について」（平成14年1月21日公示第81号）に規定する法令及び地理の試験（以下「試験」という。）について、その実施方法等下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月21日

東北運輸局長 島田 知明

記

1. 試験の実施方法
試験は、筆記試験により行う。
2. 出題範囲及び設問形式等
次のとおりとする。

	法令試験	地理試験
出題範囲	別紙のとおり	申請する営業区域内の地名、道路、交差点、主要公共施設、河川、橋、公園、名所・旧跡等の名称及び場所、主要ターミナル等周辺の交通規制、その他個人タクシー事業の遂行に必要な地理に関する事項
設問方式	○×方式及び語群選択方式	○×方式及び選択肢方式（語群選択及び地理上の番号を選択する方式）
出題数	40問（ただし、タクシー業務適正化特別措置法の特定指定地域（以下「特定指定地域」という。）については、同法に関する問題を5問付加し45問とする。）	40問
配点	1問1点	1問1点
合格基準	36点以上（ただし、特定指定地域に係る試験は41点以上とする。） （正解率90%以上）	36点以上（正解率90%以上）
試験時間	50分（ただし、特定指定地域に係る試験は60分とする。）	60分

3. 試験終了後の取扱い

(1) 試験結果の公表等

① 採点終了後、次の事項について公表する。

ア. 申請者数

イ. 合格者数

ウ. 法令試験、地理試験それぞれの最高点、最低点及び平均点

② 試験問題は、試験終了後の持ち帰りを認め、これにより問題の公表とする。

(2) 合格者の取扱い

合格者に対しては、(1) ①の公表と同時に合格通知を発することとし、その際に、併せて申請に係る挙証資料の提出又は提示等の日時を明らかにする。

(3) 不合格者の取扱い

不合格者については、速やかに却下処分の手続きを行う。

4. その他

(1) 試験の実施日時、場所については、事前に公示するとともに申請者あてに通知することとする。

(2) 「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請事案の審査基準について」（平成14年1月21日公示第81号）の記I.（許可）10.（法令及び地理に関する知識）（2）に基づき地理試験を免除する者に対しては、4.（1）の通知の際にその旨を明らかにする。

(3) 試験に欠席した者については、原則として不合格とし、速やかに却下処分の手続きを行う。

附 則

1. この公示は、平成14年2月1日以降に実施する試験から適用する。

2. 「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る法令試験及び地理試験について」（平成9年5月12日公示第34号）は、平成14年1月31日限りこれを廃止する。

附 則（平成14年7月1日公示第36号）

この公示は、平成14年7月1日以降に実施する試験から適用する。

附 則（平成16年12月15日公示第101号）

この公示は、平成17年1月1日以降に実施する試験から適用する。

附 則（平成17年12月26日公示第92号）

この公示は、平成18年1月1日以降に実施する試験から適用する。

附 則（平成20年6月13日公示第40号）

この公示は、平成20年11月1日以降に実施する試験から適用する。

附 則（平成24年2月14日公示第60号）

1. この公示は、平成24年4月1日以降に実施する試験から適用する。
2. 改正前の公示により平成24年3月に実施される譲渡譲受認可に係る試験において不合格となった者（前回試験の不合格者で処分を保留されている者を除く。）については、3.（3）の規定によらず、次回に実施する試験の受験を認めるとともに、処分の保留をすることができるものとする。
なお、次回に実施する試験については、平成24年7月1日から31日までの間におけるいずれかの日に実施することとする。

個人タクシーの法令試験問題の出題範囲

出題範囲	
1. 道路運送法関係	<p>①道路運送法 ②道路運送法施行令 ③道路運送法施行規則</p> <p>④旅客自動車運送事業運輸規則</p> <p>⑤旅客自動車運送事業等報告規則 ⑥一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款</p> <p>⑦一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)の許可期限の更新等の取扱いについて(平成13年11月15日付け国自旅第107号)</p> <p>⑧一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成13年10月26日付け国自旅第100号)</p> <p>⑨一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について(平成13年10月26日付け国自旅第101号)</p> <p>⑩運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について(平成14年4月5日付け国自旅第5号)</p> <p>⑪その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項(公示及び通達を含む。)</p>
2-1. タクシー業務適正化特別措置法関係(申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域の場合のみ出題)	<p>① タクシー業務適正化特別措置法</p> <p>② タクシー業務適正化特別措置法施行令</p> <p>③ タクシー業務適正化特別措置法施行規則</p> <p>④ タクシー業務適正化特別措置法関係通達</p> <p>⑤ タクシー乗り場及び乗場禁止地区に関する事項</p> <p>⑥ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項(公示及び通達を含む。)</p>
2-2. タクシー業務適正化特別措置法関係(申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域以外の指定地域の場合のみ出題)	<p>① タクシー業務適正化特別措置法(第44条から第47条までに限る。)</p> <p>② タクシー業務適正化特別措置法施行規則(第28条から第38条までに限る。)</p>
3. 道路運送車両法関係	<p>① 道路運送車両法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1条(この法律の目的)・第11条(自動車登録番号標の封印等) ・第12条(変更登録)・第13条(移転登録)・第15条(永久抹消登録) ・第19条(自動車登録番号標等の表示の義務) ・第20条第2項(自動車登録番号標の廃棄等)・第41条(自動車の装置) ・第42条(乗車定員又は最大積載量)・第47条(使用者の点検及び整備の義務) ・第47条の2(日常点検整備)・第48条(定期点検整備)・第49条(点検整備記録簿) ・第54条第1項、第2項(整備命令等)・第57条(自動車の点検及び整備に関する手引) ・第58条(自動車の検査及び自動車検査証)・第61条(自動車検査証の有効期間) ・第62条(継続検査)・第66条(自動車検査証の備付け等) ・第67条(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査) ・第69条第2項(自動車検査証の返納等)・第70条(再交付) <p>② 自動車点検基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1条第1号(日常点検基準)・第2条第1号(定期点検基準) ・第4条(点検整備記録簿の記載事項等) <p>③ 道路運送車両の保安基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第29条(窓ガラス)・第43条の2(非常信号用具)・第43条の3(警告反射板) ・第43条の4(停止表示器材)・第50条(旅客自動車運送事業用自動車)

- ・ 第53条(乗車定員及び最大積載量)
- ④ 自動車事故報告規則
 - ・ 第2条(定義) ・ 第3条(報告書の提出) ・ 第4条(速報)
- ⑤ 道路運送車両の保安基準の細則を定める告示
 - ・ ③に掲げる条項について具体的に定める事項
- ⑥ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項(公示及び通達を含む。)